

# 京都・新自転車計画に基づく各種調査・検討部会等運営補助業務委託仕様書

担当：山本，芝，山口

## 1 委託業務名

京都・新自転車計画に基づく各種調査・検討部会等運営補助業務

## 2 目的

本市では、平成27年3月に策定した京都・新自転車計画（以下、「計画」という。）に基づき、総合的な自転車政策を推進しており、自転車走行環境やルール・マナーなどの5つの項目について、自転車の「みえる化」に向けた施策を推進している。

平成29年度は、計画の中間年に当たるため、次期改定に向けた取組の評価等を行うべく、自転車利用実態等に係る調査を行うこととしている。

また、平成27年12月に、京都市自転車政策審議会（以下、「審議会」という。）の下部組織として設置した自転車の安全教育等について検討する「ルール・マナーのみえる化検討部会」（以下、「検討部会」という。）において、「自転車安全利用教育プログラム」の策定や、自転車安全教室の受講者に駐輪場の割引などの特典を設ける制度として「京都サイクルパス制度（仮称）」の創設について検討を行うこととしている。

さらに、外国人観光客を含むレンタサイクル利用者が増加している中、これまで培ってきた民間のノウハウを活かしつつ、京都ならではのレンタサイクルの可能性について検討を行うこととしている。

本業務は、計画の次期改定に向けた自転車利用実態等に係る調査業務、「自転車安全利用教育プログラム」の策定、「京都サイクルパス制度（仮称）」の創設に向けた基本方針の策定、京都ならではのレンタサイクルの検討支援業務と、関係する審議会及び検討部会等運営の補助業務である。

## 3 履行期間

契約締結の翌日から平成30年3月15日（木）まで

## 4 委託業務の内容

業務について、以下の事項に留意して企画，提案，実施すること。

### (1) 自転車利用実態等調査及びレンタサイクル利用に関する調査研究の基本方針の設定

自転車利用実態及びレンタサイクル利用に係る状況等を把握し、その課題を整理するとともに、市から貸与する資料等に基づき、自転車利用に関わる地域の上位計画（「京都市基本計画」，「『歩くまち・京都』総合交通戦略」等）及び関連計画（京都・新自転車計画等）及び過年度事業の経過（議事の内容，議論の方向性等）について、把握及び整理を行い、基本方針の設定を行う。

## (2) 「自転車安全利用教育プログラム」の策定

本市が実施する、自転車の安全教室をはじめとした安全利用の推進のための取組事例を調査し、事例集（＝自転車安全利用教育プログラム）を作成する。事例集の作成に当たっては、取組ごとに、概要、役割、効果、意見や、安全教室における講師からの一言などを盛り込むこと。また、資料の前段に、全事例の全体像が把握できる資料や、自転車利用時の基本的なルール等を分かりやすくまとめた本市冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」の内容などを適宜盛り込むこと。

なお、策定に際しては、自転車利用に関わる地域の上位計画（「京都市基本計画」、「『歩くまち・京都』総合交通戦略」等）及び関連計画（京都・新自転車計画等）及び過年度事業の経過（議事の内容、議論の方向性等）について、把握及び整理のうえ、行うこと。

また、成果品として、「自転車安全利用教育プログラム」本冊子100部程度を工期末までに納品すること。納品前に監督職員と詳細について打合せすること。受託者は、成果品納品後であっても、成果品に誤りがあった場合には直ちに訂正するとともに、成果品に対して説明等を求めた場合には速やかに対応すること。電子成果品については、6のとおり納品すること。

## (3) 「京都サイクルパス制度（仮称）」の創設に向けた基本方針の策定

自転車政策などの推進に資する取組に参加した市民に対して、駐輪場を安価に使用できるようにするなどの特典を設けるための制度の創設を検討する。制度の検討に当たっては、以下の項目について、必ず検討すること。

- ・ 紙媒体及びアプリなどのデジタル媒体等による実施手法
- ・ 制度の実施に関するイニシャルコスト、ランニングコスト、課題などを比較衡量した費用対効果
- ・ 他の自治体において実施されている、取組概要、実施に要する経費、直営又は委託の有無等の先行事例
- ・ 本市が実施する類似事業との連携方法

なお、基本方針の策定に際しては、自転車利用に関わる地域の上位計画（「京都市基本計画」、「『歩くまち・京都』総合交通戦略」等）及び関連計画（京都・新自転車計画等）及び過年度事業の経過（議事の内容、議論の方向性等）について、把握及び整理のうえ、行うこと。

## (4) 京都ならではのレンタサイクルの可能性についての検討

4の（1）の基本方針に基づき、京都ならではのレンタサイクルの可能性について検討を行うとともに、レンタサイクルの利用環境向上に向けた地図等の周知啓発ツールの作成等を行う。作成する際には、監督職員と詳細について打合せした上で行うこと。

(5) 自転車利用実態や自転車の安全利用等に関する調査

自転車のルール・マナーに対する理解や自転車の安全利用に関する意識、事故経験、ヒヤリ・ハット、自転車保険の加入状況や認知度等の意識の変化等を把握するため、無作為抽出した高校生以上の市民を対象に、アンケート調査を実施し、データ整理を行う。アンケート調査のサンプル数は、少なくとも1,000サンプルを確保するものとし、項目数は、30項目以上とする。

(6) 本市及び関係団体が実施する自転車教室のアンケート結果の取りまとめ・分析

平成29年度に本市が実施する市内の中学校・高等学校を対象にした「スケアード・ストリート方式による自転車教室」(受講生徒数 約3,100人, 教師 約10人), 「見て分かる! 自転車安全教室」(受講生徒数 約2,200人), 「自転車安全教室(事故のリスク・社会的責任編)」(受講生徒数 約200人), 市内の幼稚園等を対象にした「パパママ自転車教室」(受講者数 約500人), 市内の各自転車教習所における自転車講習(受講生徒数 約500人)等において、実施するアンケートについて結果を取りまとめ、受講者の傾向をクロス分析等の手法を用いて分析すること。

(7) 審議会及び検討部会運営補助

ア 審議会及び検討部会の運営補助

20名のメンバーからなる審議会を3回程度, 11名程度のメンバーからなる検討部会を6回程度開催する。その運営補助として、進行表の作成, 委員及びメンバーの日程調整(出欠確認及び会議案内送付等), 会場の準備及び設営(検討部会の会場費含む), 会議実施に必要な物品の用意, 議事録及び論点整理資料の作成(会議記録, 写真撮影を含む), 意見の取りまとめ等を行う。

イ 審議会及び検討部会の資料作成及び印刷

審議会及び検討部会において審議する資料の作成を行うものとする。資料の作成に当たっては、(5)及び(6)の基礎調査データを分析し、本市の担当者と十分な協議のうえ資料を作成すること。資料はパワーポイントで作成のうえ、各回40部程度印刷すること。

(参考) スケジュール案

平成29年8月～平成30年3月 審議会3回程度, 検討部会6回程度開催

## 5 打ち合わせ協議

本委託業務に関する打ち合わせは、業務着手時, 業務中間時3回, 成果品納入時(業務完了時)の計5回を行うものとする。ただし、必要が生じた場合は、本市と合議の上, 適宜打ち合わせ協議を実施するものとする。

なお、協議に当たっては、協議録を作成し、協議終了後速やかに本市の確認を受けるものとする。

## 6 成果品について

以下に記す委託業務報告書を作成し、履行期間内に提出するものとする。提出部数は、原本1部、副本1部とする。原本は、2穴キャビネットファイル綴じとし、インデックスを貼付すること。電子データはCD-R等に記録して納品すること。電子データのファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・JPEGとし、その他のファイル形式を用いる場合は本市担当者と協議のうえ、決定すること。

納入場所は、京都市建設局自転車政策推進室とする。

ア 委託業務報告書

イ 自転車利用実態調査、自転車の安全利用等に関するアンケート調査 一式

ウ 自転車教室のアンケート結果の取りまとめ・分析資料 一式

エ 審議会、検討部会及び研究会資料 一式

オ 自転車安全利用教育プログラム 一式

カ 京都サイクルパス制度（仮称）の創設に向けた基本方針資料 一式

キ レンタサイクルに関する検討資料及び周知啓発ツール 一式

## 7 業務上の留意事項

- (1) 常に本市担当職員と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市の指示により定期的に報告する。
- (3) 本業務委託の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。
- (5) 成果品納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (6) 本委託により得られた成果品の使用に関する一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本委託契約における前払金の支払は行わないものとする。
- (8) 支払は、業務終了後一括支払とする。

## 電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書

### （総則）

**第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

### （履行計画）

**第2条** 受託者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

### （秘密の保持）

**第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

### （目的外使用の禁止）

**第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 契約目的物
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

### （複写、複製及び第三者提供の禁止）

**第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （作業責任者等の届出）

**第6条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

#### **(教育の実施)**

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
  - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

#### **(派遣労働者等の利用時の措置)**

- 第8条** 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### **(再委託の禁止)**

- 第9条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
  - 3 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
  - 5 乙は、委託業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

### (データ等の適正な管理)

- 第 10 条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
- (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
  - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
  - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

#### **（データ等の廃棄）**

**第 11 条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容について、書面により甲に報告すること。

#### **（監督）**

**第 12 条** 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### **（事故の発生の通知）**

**第 13 条** 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### **（支給品及び貸与品）**

**第 14 条** 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。



- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

### (検査の立会い及び引渡し)

- 第 15 条** 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
  - 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第 4 条第 1 項の検査に係る試行、試験等のための納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
  - 4 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

### (契約の解除)

- 第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
  - 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
  - 4 甲は、前 3 項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
  - 5 乙は、第 1 項から第 3 項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

#### **(損害賠償)**

**第 17 条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

#### **(かし担保責任)**

**第 18 条** 甲は、契約目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。

2 甲が、甲の定めた履行期限までに、乙によるかしの修補が困難なため、契約をした目的を達することができないと認めるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。

3 前 2 項の規定は、契約目的物のかしが支給品、貸与品又は甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその支給品、貸与品又は甲の指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

4 前 3 項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、当該かしについて、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に行うものとする。

#### **(作業実施場所における機器)**

**第 19 条** 委託業務の履行に必要なとなる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。